

議事日程 (1)

平成27年9月3日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第54号 芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第56号 芦屋町事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第57号 芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第58号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第59号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について

第10 議案第60号 指定管理者の指定について

第11 議案第61号 町道の路線廃止について

第12 議案第62号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第13 議案第63号 平成27年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)

第14 議案第64号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (1号)

第15 議案第65号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)

第16 議案第66号 平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

第17 認定第1号 平成26年度芦屋町一般会計決算の認定について

第18 認定第2号 平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第19 認定第3号 平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第20 認定第4号 平成26年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第21 認定第5号 平成26年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第22 認定第6号 平成26年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について

- 第23 認定第7号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
第24 認定第8号 平成26年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
第25 認定第9号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
第26 報告第6号 平成26年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
第27 報告第7号 専決処分事項の報告について
第28 請願第3号 障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書について

【 出席議員 】 (12名)

1番 松上 宏幸 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸 6番 妹川 征男 7番 貝掛 俊之 8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 大長光信行 会計管理者 村尾正一 総務課長 松尾徳昭
企画政策課長 柴田敬三 財政課長 藤崎隆好 都市整備課長 松浦敏幸
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 池上亮吉
福祉課長 吉永博幸 健康・こども課長 武谷久美子 地域づくり課長 井上康治
学校教育課長 岡本正美 生涯学習課長 本石美香 競艇事業局次長 中西新吾
企画課長 濱村昭敏 事業課長 木本拓也

【 傍聴者数 】 3名

○議長 小田 武人君

おはようございます。

会議に入ります前に執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

おはようございます。

今議会提出議案の専決処分に関することにつきまして、事務手続上の間違いがございました。内容は本来報告議案として御提案すべきところを、承認議案としたものでございます。このため、別途議運の開催及び議案番号の修正など、まことに御迷惑をおかけいたしました。今後このような間違いをおこさないよう注意を払い、事務をとり行いたく思っております。つきましては事務執行の責任者として、ここに深く陳謝申し上げます。申しわけありませんでした。

.....
午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

それでは直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成 27 年芦屋町議会第 3 回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

.....
日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 9 月 3 日から 9 月 15 日までの 13 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

.....
日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、3 番、今田議員と 9 番、

辻本議員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。

平成27年芦屋町議会第3回定例会の議案上程の前に、平成27年芦屋町議会第2回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず1点目は、災害時における地図製品等の供給等に関する協定についてです。

6月30日に地図メーカーの株式会社ゼンリンと災害発生時またはおそれがある場合において、地図製品等の供給及び利用等に関し、迅速に対応できるよう協定を締結しました。事前貸与として、住宅地図5冊、広域図5部、住宅地図インターネット配信サービスIDの無償提供を受けています。

2点目は、芦屋釜の里開園20周年記念「芦屋町民茶会」についてです。

平成7年5月に開園した芦屋釜の里は、ことしで20周年を迎えることができました。これもひとえに、議員各位を初め、町民の皆さんが支えてくださった賜物と感謝いたしております。

そこで、芦屋町民を初め関係者の方々にこれまでの感謝の意を表しますとともに、芦屋釜の里のさらなる発展を図るため、7月5日に芦屋町民茶会を開催しました。茶会では芦屋町茶道協会の御協力のもと、抹茶と煎茶の趣向の違う2席を設け、お客様に楽しんでいただきました。また、芦屋東小学校と山鹿小学校の茶道クラブの児童がお運びの手伝いをするなど、芦屋の子供たちが茶道に親しむ姿を見ていただくこともできました。当日は天候にも恵まれ、小さなお子様連れの家族など、多くのお客様にお越しいただき、芦屋釜の里での風流なひとときを楽しんでいただきました。

3点目は、米ドル円為替レート連動利付債の償還についてです。

7月16日付で、米ドル円為替レート連動利付債の元金3億円の償還がありました。これは、平成20年7月に購入した債券で、最初の1年間は3%の利子がつき、その後は、為替の変動により6%の利子に達した時点で、元金が償還されるものです。

このたびの元金償還までの利子は、結果的に約6.6%の利率となり、金額として1,984万5,000円を収入しております。これにより、25年4月に償還された豪ドル円為替連動債と合わせて、すべて仕組み債は償還されました。なお、この豪ドルの為替連動債の利子は1.6

48万5,000円、米ドルは今お話ししましたように、1,984万5,000円。合わせまして3,633万円の利息が支払われたことになりました。

4点目は、あしや花火大会についてです。

7月25日、あしや花火大会実行委員会主催による、あしや花火大会が、遠賀川河口一帯で開催されました。台風の影響が危惧されたものの、当日は好天に恵まれ、多くのお客さまが訪れ、楽しんでいただけたものと思っております。

また、町内外を初めとする各事業所や企業、団体、各自治区の皆さんから、多大なる協賛金をいただきましたことに、感謝申し上げます。

5点目は、栃木県佐野市との青少年交流事業についてです。

8月3日から5日まで、栃木県佐野市から19名の小中学生を芦屋町に招き、青少年交流事業を実施しました。この交流事業は平成6年から始まり、今年で22年目を迎え、芦屋町からは14名の小中学生が参加し、子供サミットや芦屋海岸でのカヌー教室、芦屋釜の里での鋳物印鑑づくりなどで交流を深めました。

茶の湯釜の産地として歴史的に共通した文化を持ち、海と山の文化の違いを持つ佐野市の子供たちと交流することで、芦屋の子供たちも、ふるさと芦屋を見つめ直すいい機会になったと思います。

6点目は、芦屋基地への要望活動についてです。

芦屋町基地対策協議会の要望活動として、8月5日に小田町議会議長、石川区長会会長とともに中原芦屋基地司令に面会し、要望書を提出しました。内容は、滑走路延長に関する住民への説明として、新たな方向性が定まった場合の速やかな説明の要請や、災害発生時の緊急避難場所としての基地開放、基地外居住者に対しての自治区加入促進の協力依頼など、6項目を要望しました。また、九州防衛局長への要望につきましても、今後活動を予定しております。

7点目は、夏井ヶ浜はまゆう公園での砂像イベントについてです。

日本財団の補助金を活用し、8月27日から29日にかけて、夏井ヶ浜はまゆう公園で、プロの砂像彫刻家による砂像制作の実演がありました。また30日には、子供たちの砂像制作体験イベントなどを実施しました。多くのマスメディアの取材を受け、夏井ヶ浜はまゆう公園やあしや砂像展を十分にPRすることができました。また、子供たちの楽しそうな砂像制作体験をする姿を見て、夏休み最後のいい思い出になったことと思います。

8点目は、町道と国・県道の振りかえについてです。

平成26年3月31日、芦屋町と福岡県で道路移管の協定を交わし、これを受けて、芦屋部の一部で振りかえが進められています。現在、県営住宅芦屋団地・浜口前路線の芦屋町への移管について協議中で、この移管をもって、芦屋部の振りかえは全て完了します。なお、山鹿部の振り

かえにつきましては、平成29年度を目標として、福岡県と協議を進めてまいりたいと考えております。

9点目は、福岡県による、芦屋港周辺における基盤整備の検討についてです。

福岡県は、国土交通省の官民連携基盤整備推進調査費により、芦屋港を中心とした物流・観光の現状及び課題を把握するとともに、芦屋港に求められる将来像について調査検討を進めることになりました。芦屋町民や周辺エリアを対象にアンケートを実施し、芦屋町及び芦屋港に関する産業・観光ニーズ調査も行います。それらにより芦屋港周辺の将来ビジョンや利活用方法、管理運営方法の検討などを行います。

今後も、芦屋港のレジャー港化へ向けた取り組みがさらに推進されますよう、芦屋町として福岡県と積極的な協議を進めますので、引き続き議会からの御支援、御協力をお願い申し上げます。

10点目は、連携中枢都市圏構想の協議への参加についてです。

国では、人口減少や少子高齢化社会において、一定圏域における活力ある社会経済を維持するため、経済を牽引していく核となる都市と、その周辺自治体に広域連携の取り組みを推進する新たな仕組みとして連携中枢都市圏構想を設けました。

地方自治法に基づく地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする連携協約制度により、一定圏域の経済成長や地域全体の振興、行政サービスの効率化を図っていこうというものです。今回、北九州市から周辺自治体へ協議の場への参加意向の確認があり、芦屋町としては今後、観光分野での連携はもちろん、下水道や公共交通の安定化などの課題解決のための連携の必要性もあり、協議の場へ参加することにしました。これから具体的な都市圏ビジョンの策定により、連携協約を結ぶかどうか協議することになりますが、最終的には締結に際し、議会議決が必要となります。

11点目は、芦屋中央病院の建てかえについてです。

新病院の建てかえにつきましては、新病院基本計画に基づき、平成26年6月から基本設計に取り組んでいましたが、27年7月末で完了しました。基本設計では、総病床数は現行と同じ137床で、鉄筋コンクリートづくり5階建て、エレベーター棟を含め、延べ床面積は約1万2,000平米、駐車台数は約300台となっています。

新病院では、災害や地域包括ケアへの対応のほか、個室的多床室や外来化学療法室、緩和ケア病棟の新設、MRIや通所リハビリの導入、健診業務のセンター化など、新たに取り組むことにしています。なお、来年3月末まで引き続き実施設計に取り組めます。

12点目は、職員採用募集についてです。

27年度職員採用試験については、土木技師1名・保健師1名を募集しています。申し込み受付期間は10月14日までで、第1次試験は10月25日、芦屋町役場にて行います。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第54号から日程第28、請願第3号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたい、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第54号の芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が10月に施行されることに伴い、地方自治体の個人情報保護条例も必要な保護措置を講ずるよう求められているため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第55号の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成27年10月1日からは、公務員も厚生年金に加入することになるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号の芦屋町事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が10月に施行されることに伴い、個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、あわせて住民サービス向上のため、別表の一部を改正するものでございます。

議案第57号の芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施設の建てかえに伴い、所在地を変更するとともに、あわせて規程の整理を行うことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第58号の芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公共下水道事

業の財政収支の見通しにおいて、財源不足が見込まれることから、健全な事業運営の維持を目的として下水道使用料を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第59号の芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、計画している大型事業などを過疎地域自立促進計画に反映させる必要があることから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、計画の一部を変更するものでございます。

議案第60号の指定管理者の指定につきましては、国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

議案第61号の町道の路線廃止につきましては、町営住宅後水団地の廃止・建てかえに伴い、解体工事着手前に町道の路線廃止をするものでございます。

議案第62号の平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金7億8,415万6,181円のうち、3億円を建設改良積立金、残りを利益積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算議案でございますが、議案第63号の平成27年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,000万円を増額計上しております。

歳入につきましては、普通交付税や臨時財政対策債、過疎対策事業債を増額計上したほか、財政調整基金繰入金を減額計上しております。

歳出につきましては、小中学校通学費補助金及び高校生等通学費補助金を措置したほか、夏井ヶ浜海岸崩落防止工事県事業負担金や新病院建設に伴う道路工事を増額計上しております。なお、新病院建設に伴う道路工事のうち、2工区について債務負担行為を行っております。

議案第64号の平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入では、前年度繰越金の増額を計上し、歳出では、返還金額決定に伴う過年度分療養給付費等交付金返還金の増額及び調整により予備費の増額を計上しております。

議案第65号の平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出では、主に26年度売上げが確定したことに伴う地方公共団体金融機構納付金2,496万円を増額計上しております。

資本的支出では、外向発売所の増築及び特別観覧施設「ROKU」の設置に伴い、工事負担金1,857万4,000円を増額するとともに、リース資産購入費85万5,000円を新たに計上しております。また、オラレ日南施設の拡張工事に伴い、施設内の映像関連機器の増設等を行うため、工事負担金259万2,000円を新たに計上しております。

議案第66号の平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、

収益的支出では、下水道使用料改定に伴うシステム改修業務委託を行うため、1,177万2,000円を増額計上しております。

資本的支出では、社会資本整備総合交付金による浄化センター及び西浜町ポンプ場ほか三カ所の改築更新工事において発生した撤去品売却益のうち、国庫補助金分を返還するため、国庫補助金返還金63万7,000円を増額計上しております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から第6号までは、各会計の平成26年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第7号から第9号までは、各公営企業会計の平成26年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第6号の平成26年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第7号の専決処分事項の報告につきましては、町税の収納事務の遺漏に伴い発生した貸越利息の損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、2番、松岡議員に請願第3号の趣旨説明を求めます。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

おはようございます。

それでは、請願第3号、障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願について。請願書の趣旨に賛同し、今回紹介議員とさせていただきました。請願者からの請願書を朗読し、本請願の説明といたします。

請願者は遠賀郡障がい者団体連絡協議会会長、榎橋恭一でございます。住所につきましては、水巻町吉田西3丁目19-11でございます。紹介議員、松岡泉。

障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書。

平素から障害者福祉の向上に御尽力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

去る8月2日、遠賀郡における三障害(身体・知的・精神)の関係者が連携をとって活動するための「遠賀郡障がい者団体連絡協議会」を立ち上げ、「障がい者も共に安心して暮らせる地域づくり」のスローガンを掲げて活動を開始したところであります。

今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、平成26年1月20日に国連の障害者権利条約を批准しました。この条約は、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という精神のもと、障害者の視点でつくられた国際人権条約であり、全ての種別の障害者に、基本的人権と平等を保障し、障害に基づくあらゆる差別を禁止し、障害者の社会への参加や受け入れを促すための国際的な基準であります。

この批准により、障害者権利条約は平成26年2月19日から国内法としての効力を発しております。また、障害者差別解消法は、平成28年4月1日から施行されることになりました。

障害者差別解消法第3条「国及び地方公共団体の責務」に「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。」とあります。

障害者権利条約及び障害者差別解消法は、あくまで理念であり、それを実効あるものにするためにも、今後、貴芦屋町におかれましても、障害者差別解消法に関する条例を制定していただき、当事者や家族が安心して暮らせるための具体的な取り組みをしていただきますよう要望し、お願いいたします。

なお、条例策定の際は、障害者権利条約の精神にのっとり、当事者・家族の意見をとり入れていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いし、説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で松岡議員の趣旨説明は終わりました。

ここで、質疑に入ります前に、認定第6号、平成26年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について及び認定第8号、平成26年度芦屋町病院事業会計決算の認定についてに関して、お手元に配付しましたとおり、本日、地方独立行政法人芦屋中央病院、森田事務局長に参考人として出席を要請したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたします。森田病院事務局長の入場を求めます。

〔森田病院事務局長 入場〕

○議長 小田 武人君

認定第6号及び認定第8号に関して、参考人として森田事務局長に出席いただきまして、議員からの質疑に答えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第54号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第54号、芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。これは先ほどの町長の説明でもありましたように、マイナンバー法が10月に施行されることに伴いですね、個人情報保護条例も必要な保護措置をするということで出されていますが、この中のですね、8条の2項の2、実施機関は番号利用法第20条に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、または保管してはならないというふうになっています。それでは、この番号利用法第20条はどういうふうに書かれているかというのと、「何人も前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、または保管してはならない。」こういうふうになっております。それでは、前条第19条というのはどういうことが書いてあるかというのと、これは14号から構成されていて、これを要約しますと、刑事事件の捜査、租税に関する犯則事件の調査、その他政令で定める公益上の必要があるときとなっています。つまり、これをもっと具体的に言いますと、警察の捜査、公安調査庁の調査、または税務関係に関する税務調査、それと国が必要であると認めたときは、自由にマイナンバーを含む個人情報の提供に公然と道が開かれているということになります。

この施行令を見ますと、第26条においてはですね、具体的には少年法や破壊活動防止法、国際捜査共助法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律など26項目にわたって情報収集ができるというふうになっています。これらの調査に対するチェック機能というのはですね、働く重厚な仕組みがないという、こういった状況であります。こういったことでですね、個人のプライバシー、個人情報の保護をすることができるのであろうかというふうに危惧しますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

番号法の19条で特定個人情報の提供の制限という形の中で、今、川上議員のほうが言われましたように、第1号から第14号までに掲げる場合、提供が認められる場合があるという形で、それ以外は認められませんという話の中で、今回の条例の中で上げさせていただくようにしております。

その中で基本的に、そういう法に基づいてですので、拡大解釈という形にはなろうかとは思ひ

ますけれど、細かくそこまで番号法を使って、刑事事件だとか税に関することはできないのではないかというふうに解釈をしております。基本的な税と福祉と災害に関する情報に関しての基本的なことではしか使えないという形で、それを多く使うという形の解釈の仕方はしていないのではないかと私は考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

法的には守られているんじゃないかとそういった見解だったと思いますけど。この法律がまだ施行されていない8月28日に、参議院ではマイナンバー拡大法案が可決しました。もともとの98の行政事務に加えてですね、この拡大の中ではプライバシー性の高い預貯金の問題や、それから特定健診情報などについても情報を収集することができる、利用することができるという利用拡大がされています。

このマイナンバー制度が導入されるに当たって、よくわかるマイナンバー制度というのが芦屋町でも出されていますが、この中でですね、マイナンバー制度について、マイナポータルという言葉が出てきます。これ、マイナポータルというのは、新しい、初めて聞く言葉でしたけども、これはどういうことかというですね、この中ではマイナポータルとは行政機関がマイナンバー、個人番号のついた自分の情報をいつでもどこでもやりとりしたのかを確認できるほか、行政機関が保有する自分の情報や、行政機関から自分に対しての必要なお知らせなどの情報等を自宅のパソコン等から確認できる。国民一人一人に提供される専用のポータルサイトです、ということで、パソコンから自分の情報が見れるということ。そしてまた、その情報をどういった方が利用したかという、そういったことがわかるようになっている仕組みになっているのが、これがマイナポータルということです。

しかし、先ほど言いました警察や公安調査庁の情報提供、これらについてはですね、マイナンバーのネットワークを介さずに行われるので、マイナポータルを使っても、自分の情報が提供されているのか、閲覧されているのか、そういった履歴は一切出ません。マイナンバーの悪用を監視する第三者委員会ができます。特定個人情報保護委員会というのができますけど、ここでもですね、この警察とかそういったところについてはチェック対象からはずされているという、そういった状況です。ですから、こういったことを許していたら、やっぱり日本自体が監視国家、秘密国家を強めるのではないかというふうに危惧されます。権力による人権侵害が日常化される。こういったことが起こるのではないかと思います、その点はどうなんでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的にマイナポータルという形の中で29年1月から見れるような形で構築されているという形になります。このマイナポータルを確認する場合は、中間サーバーにおいて見るような形になっておりますし、その国や警察庁におけるところが、マイナポータルを介さないということにつきましては、私どもはまだ承知しておりませんし、基本的にはそこを全部経由して情報のやりとり、行政機関のやりとりについては、そこを全部経由するという形になっておりますので、そういうふうなことになることや、私どもはそういうことはないという形の中でこの条例を活用していきたい、法をもとに活用していきたいというふうに考えておりますし、そこにおいて情報が漏れるということはないのではないかというふうに構築をしていくという形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったことで、中間サーバーを通さなくてよいというふうになっていきますので、このマイナポータルというところはやっぱり、大変危惧される問題も出てくると思います。そういった点では大変大事な問題ですので、担当委員会では十分な審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第58号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

議案第58号、今回、下水道条例の一部を改正するという事で、下水道料金の改定の条例が上がっております。上のほうが旧、下が新ということで、読ませていただきますと、10立方までが、1,300円が1,400円。まあ100円上がると。大体、相対的に見ますと、10立方までが大体7.6%、あとはずっと段階がございますが、今回、これを上げた金額といえますか、平均アップ率、標準世帯で構いませんので、その辺の状況をよろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えいたします。一般家庭の1カ月の平均的な使用料でございますが、約20立米になります。1カ月当たりですね、現行では20立米を算出しますと、3,130円となります。今回の改定案になりますと3,402円です。差し引きまして、272円の増額になります。なお、アップ率でございますが、8.7%になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

平成24年度の決算の折に、下水道事業を始めたときに、国からの補助金ございました。それが24年度をもって約4,000万ぐらい減額をされると。要するに、もうなくなるということで、私が質疑をしたことがございます。その折に、当然この財源、今まで国庫補助で4,000万もらったものがなくなるから、行く行くは下水道料金を上げなければいけないだろうという御答弁をいただきました。もう25、26、ことし27年、3年間このまま据え置かれた状態で、今回、来年の4月からの値上げがここに出しております。

それで、何で今ごろかという思いもしています。今回、今、御説明がありましたように272円、月にすればそんな大した額じゃないかもわかりませんが、今、大変、消費的なものが厳しい中で、やっぱり家計からの負担は大変厳しい状況になろうかと思っています。それで、この値上げをしなければならぬ経緯といえますか、これについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えいたします。今回の下水道使用料の改定に関しましての経緯でございますが、現在ですね、下水道使用料は、少子高齢化によるですね、人口減少。それと節水型のもので、衛生機器の普及によりまして、年々減少傾向にございます。その影響でですね、下水道経営はますます逼迫しているような状況でございます。平成24年度、25年度におきましては、単年度赤字になっております。平成26年度の決算におきましては、8億を超える赤字経営を余儀なくされているような状況でございます。

このようなですね、赤字経営ではですね、累積欠損がふえるということになると、資金不足に陥りまして、持続的、健全、安定したですね、下水道事業は維持できなくなります。また、下水道事業は、地方公営財政法におきまして、地方公営事業として位置づけられておりまして、技術性を持ちまして、事業の継続をしていくという、独立採算制が原則でございます。よって、受益者負担である下水道使用料は、今年度も単年度赤字が見込まれており、赤字を解消するためにはさらにですね、今回の策定期間がございまして平成28年度から31年度の4年間におきまして、実は20%以上ですね、超える引き上げをしないといけないということで試算しております。しかしですね、この場合の値上げ値につきましては、1世帯1カ月当たり、先ほど申しました20立米にすると、計算しますと福岡県下でですね、45自治体のうち、現在26番目からですね、8番目の高額金額になり、郡内でも突出した金額になります。このような状況の中でですね、受益者から適正な負担を求める下水道使用料改定はですね、住民の皆様の御理解が不可欠であると考えております。したがって、今回の改定につきましては、慎重に検討を重ねた結果、郡内でもですね、最も高い水巻町に準じまして、改定をお願いするものでございます。

それとですね、集中改革プランにおきまして、3年ごとにですね、下水道使用料の見直しは行っております。先ほど内海議員からございました、実はですね、平成19年度に直近では上げております。その後22年度、3年後、22年度には実は黒字経営でございます。それと、その3年後25年につきましては、消費税改定によりまして見送っている次第でございます。今年度、28年度4月1日におきまして改定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

この問題は事前にその、何も相談が、相談する必要があるかどうかはわかりませんが、全協においても何も話がなくて、唐突にこういうふうに議案で上がっております。そのような経過

を今、お話は大体わかりましたけども、できましたら所管委員会で十分審議されて議論していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかに。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今の質疑で大体経緯がわかったわけなんですけど、ただ、平成26年度のですね、決算の審査意見書を見ますと、10ページの下水道会計についてはですね、平成26年度の経営成績は地方公営企業の会計基準の見直しにより、長期前受金戻入額が営業外収益に計上されたことにより、黒字決算というふうになっていますけど、そういった点では、先ほど赤字と言われていましたけど、この中では黒字決算というふうになっているという点では、そこら近所わからないこととですね、それと、やはり8.7%のアップということになりますと、やはり今でも苦しい住民生活の中で、さらなる負担を強いるということになるので、これは額の大小ではなく、負担を強いるということを町がすることはどうなのかなと思っております。その点ではどうなんでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えいたします。平成26年度のですね、単年度黒字になった理由でございますが、先ほど川上議員がおっしゃいましたですね、実は平成26年度からですね、地方公営企業の見直しがございます、予算と決算が適用されております。そのため、その基準の見直しの中でですね、減価償却におけるですね、みなし償却の制度の廃止におきまして、収益が一時的に上がりまして、今年度は約230万円のですね、黒字になっております。しかし、先ほど申しましたように、人口減少それと省エネのですね、衛生機器の導入によりまして、年々下水道使用料が減少になっております。だから今年度はですね、単年度赤字を見込んでおります。

それと、先ほど申しました負担につきましての御回答ですが、そもそも下水道事業はですね、先ほど申しました自立性を持って事業を継続していく独立採算制が原則でございます。だから受益者からですね、適正な使用料をいただくということが原則になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

節水によって量が減ったから赤字になったということですけど、節水自体は町とか国とかが奨

励することであって、それ自体は赤字になる理由ということによって言うこと自体おかしいと思いますし、また、一般会計からの繰り入れというのはですね、どの程度入っているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えいたします。そもそも、下水道使用料につきましては、水道ですね、メーターによりまして量をカウントしておりますので、当然節水型の衛生機器が導入されると、どんどん下水道使用料はですね、減っていくような状況になります。

先ほど2番目の質問の一般会計からの繰入金でございますが、今後、平成26年度の決算書でございます1億620万程度。それからですね、27年度から先ほど申しました平成31年度につきましても、1億ちょっとのですね、補助金をいただく予定でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町は町で大変であるというようなことかも知れませんが、住民はそういったふうなライフラインについては、その例えば、住民税とか固定資産税、そういったものを税金として払っているんですから、当然町としてはそういったものを原資として、そういったライフラインの確保を図るということをやらなければならないというのが町の役割だというふうに思います。そういった点では、それほど大きな、現時点では黒字ではない会計、そして将来的には赤字になる見込みがあるということで、現時点で上げるのはどうかなというふうに思います。

それと、住民の周知という問題についてはですね、やはりこういった問題は、私たちも今度初めて聞いたわけなんですけども、当然、住民はそこら近所に対する、こういった考え方を持っているのかというのがわかりませんが、住民の周知についてはどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えいたします。今、審議が終わりまして、可決されたならば、ホームページ等、広報なりですね、十分周知期間を設けてやりたいと思っております。その際にですね、この可決されました件につきましては、システム改修が約半年かかりますので、その間十分に住民には周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

妹川です。関連します。今、内海議員、川上議員の話の中でですね、今、一般会計の繰り入れが26年度は1億600万でしたか。27年は1億ちょっとということなんですが、23年度は一般会計の負担金及び補助金、これは一般会計と補助金を国か何かの補助金でしょうけど、合わせて、23年度は2億142万円、24年度は1億4,840万円、25年度は1億2,548万円というふうに芦屋の広報だよりにですね、見たわけですけど、なぜこんなに年々減じられてくるのか。

それと、今、272円掛けの12カ月で約3,000円ぐらいの値上げになるわけでしょうけれど、じゃあ今回28年の4月からでしょうか、値上げされたその収益、純利益はどのくらい上がる予定に考えておられますか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えいたします。まず、補助金の減少する推移でございますが、そもそもこの補助金ですね、基準がございまして、これは総務省からですね、国が出すべき基準がございまして。それは主にですね、下水道事業の起債で借りた分のおおむねですね、半分程度が補助金としてですね、一般会計からもらっているというような基準でございます。なので、一応23年度につきましては、そういう基準の中で多くですね、いただいているような状況でございます。

それと今回のですね、2番目の質問でございますが、改定によりましてどのくらいの増収を見込んでいるかということでございますが、平成28年度に仮に上げた場合ですね、平成31年度までにございまして、8,800万程度の増収の見込みでございます。単年度に直すと、約2,200万のですね、増収になるかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

芦屋広報によれば、23年度は1立方メートル21円の黒字でしたと。24年度は1立方メートル6円の赤字でした。25年度についてはちょっとわかりませんが、町民の皆さんはこんな赤字になっているという感触というものはあまりないのではなかろうかと思うわけですけど。先ほ

ど川上さんも内海さんも言われたように、こんな唐突にこの問題を出されて、私たち議員びっくりするわけですけど、町民の皆様は、これは生活に関わる重大な問題でもありますし、そういう非常事態になっているということなんか、考えていないだろうと思います。

それと2,200万円アップということですけど、約5,000か5,500所帯の皆様方が徴集された金額が2,200万円、これ、何らかの形で一般会計の繰り入れを2,200万円仮にしたとすればですよ、とんとんでいいんだろうと思うんですけど、一般会計から繰り入れるというようなことはできないんですか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えいたします。何度も繰り返すようになりますが、下水道事業というのは、自立性を持つてですね、事業継続をしていくという独立採算制が原則でございますので、適正な価格を受益者からいただくというのは原則でございます。

以上でございます。

○議員 6番 妹川 征男君

芦屋町に住んでもう数十年なるわけですけども、芦屋町は非常に税金も安いし、いろいろな形で優遇されていると思っていましたし、そうだったんだろうと思いますが。非常に今、芦屋町に住むよりも、花美坂の向こうですかね。花野路に住んでいる方、それから花美坂に住んでいる方との税金の違い、水道料金の違い、そういうのが如実にわかるわけですけど。北九州市の場合はこの下水道の基本料金といいたいまいしょうか、平米、リットル、金額としてはどんなふう判断されていますか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えいたします。北九州市さんの例でございますが、政令指定都市の中で、安うございます。先ほど申しました一世帯当たり月20立米使うことになると、北九州では2,207円になっております。そもそも政令指定都市でございますので、人口が芦屋町と比べて数百倍、多ございまして、下水道事業としては、効率化できている状況だと思われれます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第60号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

すみません、ちょっと確認をさせていただきますが、これは何課になりますか。所管外かどうか。確認したいと思います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

議案自体は地域づくり課の所管になりますが、指定管理の開催、要は選定委員会までの開催につきましては、企画政策課が所管になります。そういうことで御理解していただきたいと思えます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今回、議案の、選定のところは企画ということですので、所管が違いますけども、お尋ねします。今回、グリーンハウスという会社が今度は決まっております。それで、このグリーンハウスが決まった経過、要するに指定管理者が決まった経過についてお尋ねいたします。いいんでしょう、企画でしょ、これは。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

議案そのものは地域づくり課ですから、すみません。その選定するまでは企画がしたのでという説明をただけなので、委員会に私も同席しますので、その場で説明を差し上げたいと思えます。すみません、説明悪くて。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

どっちなかと思っ見ていますが、これを見てわかりました。じゃあちょっとお尋ねいたします。今回の指定管理者の指定についてでございますが、まず1点、プレゼンには何者参加されて、どのような内容がよかったから決定されたのかというのが第1点。

第2点目、指定管理料、いわゆる芦屋町への納付金。これはいくらなのか。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

選定委員会までは企画で説明させていただきたいと思います。申しわけありません、ややこしくて。

参加企業は3者でございます。それから、選定のですね、評価シートというのがありまして、大きく分けていきますと、納入金の評価ですね。それから、大きなところで言います、収支バランスとか事業者の経営状態、そのあたり、それから事業実績、それから利用促進のための取り組み、このあたりが主な評価シートのポイントになってきて評価されております。それから管理料ですが、一応今段階、仮協定で協議を進めている段階で、議決後ということなので、一応2,000万円台ということで御勘弁願います。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

3者ということと、事業実績とかその会社の概要がよくわかりませんが、ちょっと私が調べてみましたら、これは東京ですね。新宿区にあります。確かに幅広く、営業、事業実績、やっておるといふ実績があると思います。それはいいとして、まずこの今の納付金です。これ確か27年度までは、6,000万超だったと思います。減額した理由は何でしょう。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

今回、公募に際してまして、ことしの3月30日に議会の当時の議員の皆さんには一応ペーパーものということで、報告しています。公募内容、それから仕様書内容ですね。その中で納入金につきましてはですね、設定をしておりません。要はあくまで企業さんの提案事項ということでしております。それに至った経緯をちょっと説明させてください。

まず、1点がですね、まず考え方なんですけど、納入金だけにとらわれることなく、企業の経

営状態、それから、実績、利用者サービスの向上、このあたりを重視したということがまず1点。

2点目がですね、納入金の妥当性の根拠というのが、今まで前管理者がいくらぐらいだったから、このくらいだろうの感覚で、はっきり言うと、根拠はしっかりしていませんでした。今回、調査をいたしております。日本旅館業協会営業統計を指標として、比較調査をですね、業者に委託しました。その中で、マリンテラス等の、要は温泉がない施設で、部屋数とかを勘案すると、2,000万円台が限界だろうというような結果が出ております。

3点目がですね、最悪、うちが仮にある一定の金額を設定して、もし、応募者がなかったということになるとですね、これまた、それから逆算しても、また間に合わないということもありましたので、一応その3点が納付金の最低設定をしなかった理由でございます。結果的になんですが、その三つを総合的に判断して、納入金の設定をしなかったんですが、結果としては先ほど言いましたように、応募者はその調査のとおり2,000万円台で申請してきたということであれば、そのあたり妥当だったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

もちろん参加する側の立場、それから、公募する立場があると思いますが、そこはわかりましたが。ではですね、今まで一般会計からの繰出金、これが、3,500万から4,000万あったと思います。これが逆に今度はふえるということになりますよね。そのときにこれが毎年になってくるわけですから、その財源措置はどうするということだと思います。その件、どうでしょう。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

お答えいたします。今、国民宿舎のほうの起債の償還が32年度までの予定になっております。おおむね1億程度だったと思いますが、その差額を一般会計のほうから補助しているというような形になりますので、その分の収入が減ることによって、その差額というのはふえるということになろうかと思っております。現在のところ、その分については一般財源として繰り出すというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

すみません。今聞いてみて、今の内容でこのグリーンハウスさん、どこがどうよかったのかわからないんですよ。料理がおいしいんだとか、いろいろあるじゃないですか。そういったことをちょっと教えてもらいたい。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

選定委員会ですね、の方々の御意見の中で主だったものをピックアップで、ちょっと抽象的なことになるかと思うんですけど、全体でいけばですね、提案3者の中でこのグリーンハウスさんについては、より具体的かつ現実的な提案ということで評価が高いという考え方ですね。具体的にはですね、レストランのポテンシャルが十分にあるということで、この飲食事業の展開についてしっかりした現状を見極めて、具体的な提案があったというのが、まず評価で高かったというのが1点。それから、ランチ利用、入浴などの日帰り利用者というのは地元の方が多いでしょう。その地元の方との良好な関係を築くためということが重要ということで、そういう提案が含まれていたという点が評価できる。3点目がですね、無理のない収支計画があったということと、客室の稼働率を高めていく計画が具体的に示されていたということで評価が高い。それとレストラン利用、入浴利用の時間延長について現状と顧客ニーズを的確に把握し、具体的な提案をしている点が評価できるということで、要は、その逆ですね、提案内容に具体性や根拠のない提案、現状分析が正確にできていない事業者は非常に厳しいという評価でございました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

食べ物のレストランですか。飲食、期待が何か持てるような気がしております。それでですね、やっぱり今のマリントラスの状況を見ると、飲食とあとやっぱり日帰りのお風呂を力を入れていかなきゃいけないんじゃないかなと思っているんですよ。

それで、その家賃が2,000万ちょっとということなんですが、これは、細かな契約書はこれからなんですか。例えば、そのシミュレーションの中で利益が、売り上げが5億、6億あった場合には、2,000万以上の家賃になるかとかそういったことを。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

追加の入金の提示がされておりますので、それによってプラスになってくるかと思えます。売上げの1.2%という数字になっておりますので、今現在、売上げのほうは3億ぐらいあります。掛けるの1.2ということになりますので、プラス300万超になると思えます。それが上がってくる、4億になればまたそれに掛ける1.2ということでふえる算段になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

中身が大体わかってきました。それで、今までのマリンテラスさんは、やっぱり団体客を、修学旅行客をメインにしてきてたというような気がするんですよ。それで5億、6億一時期売上げがあったようなと記憶しておりますが、その団体客に対しては、取り組みか何かそういうのは聞かれておりますか。質問は以上です。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

申しわけありません。当日、指定管理の中ではですね、私、ほかの記述をしていたので、具体的にですね、団体客については取り組みはするという話は出ましたけど、具体的にどうする、こうするというのは記憶にございません。すみません。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第61号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第63号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

16ページ、3款、民生費ですけど、この中の社会福祉総務費のことについて伺います。補正ですね、給与職員手当等が1,300万円を超えるものが上がっています。一般職員が19名ということで、今の時期にどうしてこういったものが出るのかなということがわからないんですけど、この内容について、なぜこういったふうになるのか説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

民生費の給与という形で、一般職職員の721万5,000円増ということで、これにつきましては、職員の増という形になります。病院職員、独法に伴いまして3名の看護師さんのほうが4月より芦屋町のほうで勤務するという形の中で、福祉分野のところには1名増となりましたものですから、その分がふえたのと、あと、人事異動に伴いまして、職員が6名異動しております。それによりましての差額分で、今回上がっているという形になります。そのほかの分の増につきましては、管理職の手当につきましては、4月より課長補佐という形で管理職が1名増えた分に伴いまして増という形になります。時間外につきましては、2係が業務等の増や職員の病休等に伴いまして、増という形で上げさせていただいているというのが現状になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

独法に関わることで、看護師3名が町の職員になったということですが、先ほど、町長の行政報告の一番最後にですね、職員採用募集についてというところで、ことしの募集が土木技術師1名と保健師1名を募集していますとなっています。一般職が採用されていないというのはこういった関係でなったのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

そこら辺のものと、病院にも現在、職員を出向させておりますし、来年度以降職員も戻ってくるという形と、今年度退職される職員が1名という形の中で、1対1の補充をしていくという形でありますので、病院3名は基本的にはふえているような状況になりますし、来年度につきましては病院のほうから職員がまた戻ってくるという形の中で、今年度は一般行政事務は採用しないという形の中で考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

病院のほうから職員が戻ってくるといいますが、まず、独法になったということで、独自のプロパー職員を雇ってするということでしょうか。何名ぐらい本庁に戻ってくるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に予定としては、来年度以降1名ずつという形の中で戻ってくるような形、急に今、7名から8名職員が残っておりますけれど、順次プロパーを採用してという形の計画をちょっと今、手元に資料がないんですけど、そういう形で考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

予算書の14ページをお願いいたします。企画費のところ、一般財源になっておりますが、ここに業務委託ということで、地域おこし協力隊導入業務委託というのが上がっておりますが、これについて、提案理由の説明にもなかったものですから、業務内容をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

では、まず、地域おこし協力隊とはどういうものを若干説明したいと思います。これはですね、都市部から、活動したい自治体へ住民票を移動して、地域に根ざした地域再生の活動を行うもの。これは地域おこしの隊員として、自治体が委嘱するものです。大体目安としては3年間の活動期間中に一定の成果を上げて、任期後はその自治体で定住、住んでもらうとか、住むだとか企業を起こすとか、そういうのを目指す内容でございます。これは総務省が推進する地方創生の一つの取り組みということでございます。今回、地域おこし協力隊の関係で消耗品と印刷製本費、それから業務委託合わせて200万円程度計上させてもらっています。この地域おこし協力隊の導入業務につきましては、もちろん、行政、そういうノウハウ持っていませんので、業者委託を前提にですね、やっているわけなんです。基本的には東京で説明会を開いたり、今度こちらのほうに来られる方に対して、人材はどういうふうな人材にするのか。受け入れ体制をどう設

定するのかとか、募集方法をどうするのかとか、それから面接、選考、採用、このあたりのサポート、それから受け入れ後といいますか、決定後のまたサポート、このあたりを全部含めた業者への業務委託料として、地域おこし協力隊導入業務委託として、大体120万前後を予定しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今の御説明の中で、都市部からの転入といいますか、住民票を移して、将来的には定住まで考えていくという施策でございます。それで地方創生の中でということございました。これは、お金は一般財源になっておりますけど、特段補助金が出るというようなことではないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

基本的にはこれ、特別交付税措置がございます。これは翌年度査定ということになりますので、今回一般財源ということで、基本的には特別交付税の算定項目に上がっております。ただし、特別交付税につきましては、うちは競艇事業をやっている関係で、調整項目が当然、調整がありますので、算定としては今回の場合200万計上してはございますけど、これは特交財源も200万上限額として算定はされます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今回業者委託ということでございます。それで当然業者委託して、今、言われましたように、受け入れ体制なり、もろもろの条件を整備した中で実施していく予定だと思いますけど、そのスケジュール的なものがわかれば、よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

一応、議会、予算を通していただければですね、すぐどういう人材を募集するのかという募集の要件、これをすぐに設定したいと思っています。大体10月までにそういう募集要項を整備し

て、11月から募集をすることで、東京の説明会、これをやりたいと思っています。そして、第1次の選考を12月中でやりたい。年明けに2次選考したいというスケジュールになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

14ページの財産管理費の夏井ヶ浜海岸崩落防止工事については県の事業ですが、この負担金として2,900万上がっています。これは県の事業ですから、県のほうが工事をやる中での負担金として出されているわけでしょうけど、総工費大体いくらというふうになって、芦屋町の負担金は何%になっているのか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

夏井ヶ浜海岸崩落防止工事の事業費についてお答えいたします。総事業費としましては7,125万円が予定されております。そのうち、町の工事分の負担金が計上している分となるわけですが、率で案分という形ではなくて、工事の負担部分、芦屋町でいいますと、斜面对策工事部分、この部分が芦屋町の負担ということで、この金額が積算されているものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この一帯は、海岸崩落防止ということなんでしょうけど、その海岸線は当然、県の管理に入っていると思いますが、その斜面になっているところは町の所有なのか、県の所有なのか。いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

海岸線の崖部分といいますかね、そこの分は町有地になっておりますので、その分の斜面对策工事が町の負担になるということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、認定第1号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

ページでいけば、施策の成果で申しわけございません。24ページをお願いいたします。先ほど町長のほうから行政報告がございまして、米ドルの完済のことについてお話がございました。それと、この24ページのところに、職員退職基金に利子を積み立てたということで、利子額が216万9,912円。そのうちの通常分が66万9,912円、仕組み債で150万ということが上がっております。それと、先ほどの話では総額を1,900万ということで、多分、今年度450万ほど入る予定だと思いますけども、これの関連するのが次のページ、25ページ、財政調整基金積立、4目のここに443万6,721円上げていますが、この中に仕組み債の利息が入っているということでしょうか。

それと、最後に62ページに3目で総合運動公園建設費の中の総合体育館施設建設準備基金利息159万4,937円、これが上がっています。ここにも同じく米ドルの3億の中の7,000万がここから米ドル債を買われていますので、これにも多分利息があると思うんですが、この辺の内訳がもしわかれば、よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

会計管理者。

○会計管理者 村尾 正一君

お答えいたします。内訳につきましては、先ほど内海議員から話がありました職員退職基金の分につきましては150万円、財政調整基金につきましては195万円、総合体育施設建設準備基金につきましては105万円の収入がございました。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

先ほど行政報告の中では、20年度から借りて、27年度に7月16日に完済と。7年間借りた中で、合計6.6%の金利がついている。総額で1,980万5,000円ということでございました。それで、今、一般的に銀行に預けた市中銀行における1年間の金利といいますか。これ、いくらぐらいになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

会計管理者。

○会計管理者 村尾 正一君

お答えいたします。今の内海議員の質問なんですけど、大変申しわけないんですが、市中金利については、今のところ確認をしておりません。ちょっとその辺、また確認いたしまして御報告をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

前回、昨年度も私、豪ドル債の完済の折に御質問させていただきました。その折には多分、市中銀行では5年間で3%ぐらいじゃなかろうかと、ちょっとお話がございまして。それから見ても大変お得、お得とは失礼なんですけども、利益はあったんじゃないかという発想がしております。それで今、0.2%ぐらいかなと思っております。0.2%であれば、7年間で1.4%、3億掛けて大体420万。それと1,984万5,000円から420万引きますと、約1,500万ぐらいの市中銀行よりも余計利息をもらえたというような形になろうかと思っております。今回いろいろ仕組み債を預けた折には、議論を醸し出しましたけども、今回有利な条件の中で完済したこと大変嬉しく思っております。以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかに。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

関連ですけど、銀行にですね、問い合わせられるでしょうけれど、私たちが、この7年間で1,800万円の利益ということですが、これは単利でいけば1%なんですよ。だから、これを複利で計算した場合に、銀行に問い合わせたときには、定期預金なり、国債なりですね、そういう問題のときに複利計算でやっぱりやっていただきたいというふうに考えます。ちょっと要望ですけど。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、認定第8号についての質疑を許します。田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

事務長でよかったんですかね、変わったんですかね。事務局長すみません、わざわざ来ていただいているので、何か質問せいでってメモが回ってきました。

決算書14ページ、事業報告書、これをですね、わかりやすく説明していただきたいと思います。26年度は黒字だったのか赤字だったのか。よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○病院事務局長 森田 幸次君

黒字か赤字かということであれば、26年度については赤字です。その理由につきましては、制度の改正で退職金の積上金を全て行っていませんでしたので、残りの金額で約4億ほど引当金として積み上げております。それ以外であれば黒字でありましたけど、その分がございますので、結果的には赤字ということになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

大変わかりやすく簡単にまとめていただきました。赤字というのはやっぱり、二つあると思うんですよ。経営がだめな赤字と、次につながる赤字ですよ。その、高額医療機器を購入したとか、これはもうお金が次に生まれてくる赤字だと思うんですよ。今回の赤字はどちらだったんでしょうか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○病院事務局長 森田 幸次君

先ほど申しましたように、今、田島議員が言われましたように、医療機器等につきましては、計画的に年度計画で購入しておりますので、通常の業務であれば、先ほど申しましたように黒字ということになりますが、会計上で退職金の引当金を4億ほど積み上げておりますので、その部分で結果的に赤字となったというところです。以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

私もですね、せっかく局長に来ていただいたので。呼んだ張本人ですので、質問させていただきます。

決算書の20ページよろしいですか。診療のですね、人数が、患者さんの人数が書いています。25年度と26年の比較なんですけども、26年度はですね、入院患者数のほうは約3,000人ほど増加しておるわけでございますけども、外来のほうはですね、25から26年を比べると、約6,000人減となっておりますけど、その要因、わかればお答えお願いいたします。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○病院事務局長 森田 幸次君

入院に関しましては、整形の先生が入れかわったというところがございます。今までおられました整形の先生お二人が退職されて、新しく先生が2名ほど来られております。すみません、10月から1名来られております。その先生が活発に手術をされているということで、入院がふえた主な要因でございます。外来に関しましては、患者数におきましては減っておりますが、これは整形の先生が入れかわったということで、外来患者さんが減ったというのと、あと眼科、耳鼻科の先生が、眼科についてはもう数年、退職されて非常勤の先生が来られていますが、それと耳鼻科の先生が退職されたということで、その分について減っているものと思います。それと眼科の診療日数が1日減ったというのが主な原因でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、認定第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、請願第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、請願第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第4、議案第54号から日程第25、認定第9号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認めさよう決定いたしました。

なお、請願第3号については、民生文教常任委員会に付託いたします。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時46分散会
